

(証券コード 2540)
平成27年6月5日

株 主 各 位

東京都渋谷区南平台町16番25号
養命酒製造株式会社
代表取締役社長 塩 澤 太 朗

第97回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第97回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成27年6月25日（木曜日）午後5時までには到着するようにお送りくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区南平台町16番25号 当社本店 2階
3. 目的事項
報告事項 第97期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 株式併合の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役1名選任の件
- 第5号議案 監査役4名選任の件
- 第6号議案 取締役賞与支給の件
- 第7号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件
- 第8号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

以 上

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.yomeishu.co.jp/>）に掲載させていただきます。

事 業 報 告

(平成26年4月1日から)
(平成27年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や金融政策により株価の上昇や企業収益、雇用情勢の改善の動きが見られたものの、円安の進行や消費税率引上げによる個人消費への影響もあり、引き続き先行き不透明な状況で推移いたしました。当社の関連業界におきましても、生活防衛意識や節約志向、業種業態を越えた企業間競争の激化が続き、厳しい状況で推移いたしました。

このような状況の中で当社は、「生活者の信頼に応え、豊かな健康生活に貢献する」という経営理念の下、「持続的成長に向けた事業構造の変革」を基本方針とする中期経営計画の最終年度として、「養命酒」の効率的かつ効果的な販売促進活動により、「養命酒関連事業による安定的収益基盤の構築」に努めるとともに、この収益基盤に基づき、新商品の開発、販売に注力するなど、「新規事業領域の拡大と成長性の確保」の各施策に取り組んでまいりました。

当事業年度の業績は、「養命酒」の売上は前事業年度をやや下回ったものの、新商品等の売上が寄与したことにより売上高は131億4千9百万円（前事業年度比1.4%増）となり、営業利益は22億9千7百万円（前事業年度比4.3%増）、経常利益は25億9千5百万円（前事業年度比6.0%増）となりました。当期純利益につきましては、社有地売却に伴う固定資産売却益2億6千万円を特別利益に計上し、18億5千7百万円（前事業年度比12.5%増）となりました。

セグメント別には以下のとおりです。なお、当社は、当事業年度より、セグメント情報の区分を「養命酒関連事業」及び「施設運営事業」から「養命酒関連事業」の単一の報告セグメントに変更しており、前事業年度比較については、前事業年度の数値を変更後の区分に組替えた数値で比較しております。

① 養命酒関連事業

養命酒関連事業の売上高は129億1百万円（前事業年度比0.9%増）となりました。

<養命酒>

国内における「養命酒」につきましては、安定的な販売を堅持することを目的に、新規顧客の獲得と継続的な飲用に繋げるための効率的な販売促進活動に努めました。「疲れと胃腸不調」、「冷えて寝つけない」などの「養命酒」独自の価値である複合症状の解決を分かりやすく訴求しました。また、提供番組へのテレビ広告、テレビスポット広告、交通広告、ラジオ広告、雑誌とのタイアップ広告等の各種広告を実施するとともに、店頭における販売促進活動を含めたクロスメディアを効率的に展開し、更に話題を喚起するためのウェブキャンペーン、「養命酒」への理解を促進するための健康セミナー等を実施しました。4

月から5月にかけて消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動による影響を受けたものの、これらの施策により、国内における「養命酒」の売上高は113億2千4百万円（前事業年度比1.3%減）となりました。

海外における「養命酒」につきましては、東南アジア諸国を中心として「養命酒」の理解と知名度の向上を目指し、各国の市場環境に即した販売促進活動を構築するための市場調査を実施し、現地輸入販売店を通じた店頭での大量陳列による露出向上や試飲会などの店頭販売促進活動、ウェブを利用した広告活動やプレゼントキャンペーンを実施しました。また、最大の商戦期である春節においてテレビ、ラジオ、交通広告等を実施しました。海外における「養命酒」の売上高は4億9千3百万円（前事業年度比22.7%増）となりました。

以上の結果、「養命酒」全体の売上高は118億1千7百万円（前事業年度比0.5%減）となりました。

<その他商品・サービス>

「ハーブのお酒」につきましては、「ハーブの恵み」の売上は前事業年度を下回ったものの、平成26年4月の「フルーツとハーブのお酒スパークリング」3種類などの発売、店頭での試飲会の実施、季節毎の記念日企画やプレゼントキャンペーンの提案等小売店と連携した店頭販売促進活動の実施、平成27年3月の商品パッケージのリニューアルや新たなフレーバーの商品の追加により、「ハーブのお酒」の売上高は3億3千6百万円（前事業年度比7.6%増）となりました。

「食べる前のうるる酢」につきましては、平成26年3月より「食べる前のうるる酢ビューティー」を関東1都6県のスーパーマーケットで発売し、第1四半期においてテレビスポット広告による認知度の向上を図るとともに、スーパーマーケット店頭での試飲会に注力しました。また、ウェブ広告、積極的なサンプリング活動や通信販売の強化、販路の拡大に努め、平成27年3月には商品パッケージのリニューアルを行い、全国販売を開始しました。「食べる前のうるる酢」の売上高は「食べる前のうるる酢ビューティー」の売上が寄与し1億5千6百万円（前事業年度比113.5%増）となりました。

「くらすわ」につきましては、レストランの売上は前事業年度を下回ったものの、ショップの売上は販売分析に基づいた商品の入替や利益率の高いオリジナル商品の開発・投入により前事業年度をやや上回り、くらすわ商品の卸売などの販路の拡大に取り組んだことにより、売上高は4億3千万円（前事業年度比19.7%増）となりました。

以上の結果、「ハーブのお酒」、「食べる前のうるる酢」、「くらすわ」にその他の商品・サービスを加え、「その他商品・サービス」全体の売上高は10億8千3百万円（前事業年度比18.9%増）となりました。

② その他

不動産賃貸と平成25年7月に稼働した鶴ヶ島太陽光発電所の売上を合算し、売上高は2億4千7百万円（前事業年度比37.7%増）となりました。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達の状況

該当事項はありません。

② 設備投資の状況

当事業年度中に実施した設備投資の総額は3億1千9百万円でありまして、全額自己資金で賄いました。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 94 期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	第 95 期 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	第 96 期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)	第 97 期 (当事業年度)
売 上 高 (百万円)	11,589	12,052	12,968	13,149
経 常 利 益 (百万円)	1,585	1,937	2,447	2,595
当 期 純 利 益 (百万円)	871	1,242	1,650	1,857
1株当たり当期純利益(円)	29.01	41.37	56.33	67.78
総 資 産 (百万円)	34,081	36,674	37,058	42,658
純 資 産 (百万円)	30,864	32,633	32,431	36,678

(4) 対処すべき課題

今後の見通しといたしましては、雇用・所得環境の改善傾向が続く中で、緩やかな景気の回復が期待されるものの、海外景気の減速に対する懸念等、先行きは引き続き不透明な状況にあります。

このような経営環境において当社は、「生活者の信頼に応え、豊かな健康生活に貢献する」を経営理念とし、お客様の満足と信頼を一番に考え、健康生活に貢献できるよう、企業ビジョンである「健全で・強い・良い会社」を目指し、「ポジティブエイジングケアカンパニーとして、健やかに、美しく、歳を重ねることに貢献する」という事業ビジョンの下、「養命酒」をはじめとした、高い安心と社会に求められる有用な商品やサービスの提供に努めるべく、「持続的成長に向けた新規事業領域の確立」を基本方針とする中期経営計画（平成27年4月から平成30年3月まで）において以下の3つの経営戦略を推進してまいります。

① 新規事業領域の成長基盤の構築

新たな成長戦略として取り組んでいる「エイジングケア」「酒類」「くらすわ・養命酒健康の森」「海外」の各分野において商品の開発体制や販売体制の強化等に取り組んでまいります。

② 薬用養命酒の収益体質の維持

「養命酒」の販売を堅持するため、差別化できる顧客価値を明確にし、新規飲用者の獲得と既存飲用者の維持に向けた効率的かつ効果的なマーケティングを実施し、また、「養命酒」の収益体質を維持するため、仕入・製造・販売・マーケティング・管理が一体となった収益構造の改善、原材料の安定的・長期的調達を確保できる体制の構築等に取り組んでまいります。

③ 生活者視点に立った事業活動を基盤としたCSR経営の推進

生活者視点に立った品質や安全保証の信頼性の向上、コーポレート・ガバナンスの強化や働きがいのある積極的な企業風土の醸成、社会に必要とされる企業として健康生活に貢献する情報発信や環境・自然・循環型社会への貢献を意識した活動等によるステークホルダーの皆様の事業活動に関する一層の理解促進等に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容

事業区分	主な事業内容
養命酒関連事業	養命酒、酒類及び医薬品等の製造・販売、飲食店及び売店の経営
その他	不動産の賃貸、自然エネルギー等による発電事業及び電気の供給・販売等に関する業務

(6) 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況

① 主要な営業所及び工場

本店：東京都渋谷区南平台町16番25号

名称	所在地	名称	所在地
大阪支店	大阪府	駒ヶ根工場	長野県
商品開発センター	長野県	商業施設「くらすわ」	長野県
鶴ヶ島太陽光発電所	埼玉県		

- (注) 1. 福岡支店は平成26年6月27日をもって廃止し、本店に統合いたしました。
 2. 平成26年6月27日をもって中央研究所は商品開発センターに名称変更いたしました。
 3. 施設運営事業部は平成26年6月27日をもって廃止いたしました。

② 使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年令	平均勤続年数
266名(42名)	5名減(2名減)	41才2ヵ月	17年6ヵ月

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

該当事項はありません。

③ その他

大正製薬ホールディングス株式会社は当社の議決権を24.24%所有しており、当社は同社の持分法適用関連会社となっております。

(8) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 132,000,000株
(2) 発行済株式の総数 27,401,657株（自己株式5,598,343株を除く）
(3) 株主数 3,009名
(4) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
大正製薬ホールディングス株式会社	6,600千株	24.08%
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,350	4.92
株式会社八十二銀行	1,300	4.74
トリア再保険株式会社	1,096	3.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	730	2.66
大同生命保険株式会社	603	2.20
株式会社三井住友銀行	529	1.93
藤澤玄雄	450	1.64
キッコーマン株式会社	442	1.61
株式会社十八銀行	423	1.54

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	川 村 昌 平	
代表取締役社長	塩 澤 太 朗	
専務取締役 執行役員	田 中 英 雄	管理本部長
常務取締役 執行役員	吉 松 敬 雄	生産本部長・生産管理部長
常務取締役 執行役員	神 林 敬	マーケティング本部長
取締役執行役員	大 森 勉	駒ヶ根工場長
取締役執行役員	清 水 政 明	人事総務部長・監査室長
取締役執行役員	丸 山 明 彦	マーケティング部長
取締役執行役員	宮 下 克 彦	マーケティング本部副本部長・営業推進部長・海外事業部長
取 締 役	白 井 汪 芳	学校法人佐久学園副理事長 佐久大学信州短期大学部学長 一般財団法人浅間リサーチエクステンションセンター理事長
常 勤 監 査 役	中 川 博 之	
常 勤 監 査 役	宮 下 久 宜	
監 査 役	笠 原 孟	
監 査 役	斉 藤 隆	大正製薬ホールディングス株式会社執行役員 大正製薬株式会社執行役員

- (注) 1. 取締役白井汪芳氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役中川博之、監査役笠原 孟及び監査役斉藤 隆の3氏は、社外監査役であります。
3. 取締役白井汪芳、常勤監査役中川博之及び監査役笠原 孟の3氏につきましては、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 常勤監査役中川博之氏は、金融機関の財務部門における長年の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 常務取締役竹村彰司及び取締役宮下久宜の両氏は平成26年6月27日開催の第96回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
6. 監査役井出正一氏は平成26年6月27日開催の第96回定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。
7. 取締役清水政明、取締役丸山明彦、取締役宮下克彦及び取締役白井汪芳の4氏は平成26年6月27日開催の第96回定時株主総会において新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
8. 監査役宮下久宜氏は平成26年6月27日開催の第96回定時株主総会において補欠として選任され、就任いたしました。
9. 第96回定時株主総会終了後開催された取締役会において常務取締役田中英雄氏が専務取締役に、取締役吉松敬雄及び取締役神林 敬の両氏が常務取締役に新たに選定され、それぞれ就任いたしました。
10. 第96回定時株主総会終了後開催された監査役会において監査役宮下久宜氏が常勤監査役に新たに選定され、就任いたしました。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

	支給人数	報酬等の額
取締役	12名	188百万円（うち社外取締役1名 5百万円）
監査役	5名	43百万円（うち社外監査役4名 31百万円）

- (注) 1. 上記取締役の支給人数及び報酬等の額には、平成26年6月27日開催の第96回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました取締役2名の報酬等の額を含んでおります。
2. 上記監査役の支給人数及び報酬等の額には、平成26年6月27日開催の第96回定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました社外監査役1名の報酬等の額を含んでおりません。
3. 上記取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 取締役の報酬限度額は、平成24年6月28日開催の第94回定時株主総会において月額180百万円以内と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、平成16年6月29日開催の第86回定時株主総会において月額600百万円以内と決議いただいております。
6. 上記取締役の報酬等の額には、第97回定時株主総会において付議いたします当事業年度に係る取締役賞与44百万円を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- ・ 取締役白井汪芳氏は、学校法人佐久学園副理事長、佐久大学信州短期大学部学長及び一般財団法人浅間リサーチエクステンションセンター理事長を兼務しておりますが、当社と各法人等との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役斉藤 隆氏は、大正製薬ホールディングス株式会社の執行役員を兼務しており、同社は当社の主要株主であります。また、同氏は、大正製薬株式会社の執行役員を兼務しており、当社は同社との間で同社製品製造受託及び当社製品製造委託等の取引関係があります。

② 各社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	白井汪芳	平成26年6月27日取締役就任以降開催の取締役会13回のうち12回に出席し、大学で培われた経営や産学連携等における幅広い経験から有する豊富な知見を活かし、客観的立場から適宜発言を行っております。
監査役	中川博之	当事業年度開催の取締役会19回、監査役会14回すべてに出席し、金融機関における幅広い経験から有する豊富な知見を活かし、適宜発言を行っております。
監査役	笠原 孟	当事業年度開催の取締役会19回のうち18回、監査役会14回のうち13回に出席し、金融機関における経験から有する豊富な知見を活かし、客観的立場から適宜発言を行っております。
監査役	斉藤 隆	当事業年度開催の取締役会19回のうち18回、監査役会14回のうち13回に出席し、医薬品製造販売会社や金融機関における経験から有する豊富な知見を活かし、客観的立場から適宜発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 報酬等の額 300万円

② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 300万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の額には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(3) 解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が「会社法」第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意又は請求により、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため行動規範を定め、個々の役職員が遵守するよう推進を図るとともに、「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス意識の普及及び啓発を行う。

② 使用人の職務の執行は、各関係部門が法令及び定款に適合することについて確認するほか、必要に応じて法律チェックの担当部署又は顧問弁護士に指導を受けるよう推進する。

③ 代表取締役社長の直轄の内部監査部門が職務執行に関わる関係法令、経営方針、社内規定その他規範の遵守が行われているか内部監査を行う。

④ 「内部通報制度運用規定」を整備し、取締役及び使用人は、不正、違法、反倫理的行為が発生した場合又はその恐れがあると判断した場合は内部通報することとし、その事実が確認された場合、代表取締役社長に報告しなければならない。

- ⑤ 反社会的勢力とは一切関係を持たない旨を行動規範に定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては警察や顧問弁護士等と連携し、毅然として対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び執行役員の職務の執行に係る取締役会、経営会議、経営企画会議等の議事録、稟議書その他の重要な情報は、社内規定に従い適切に保存管理するものとする。

また、これらの文書は監査役の要求があった場合、速やかに提出しなければならない。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 業務活動全体におけるリスク管理に関しては、各関係部門で規定及びガイドラインの制定並びに研修の実施を行うとともに、代表取締役社長の直轄の「コンプライアンス委員会」及びその諮問機関である「危機管理委員会」が社内規定に基づいてリスクの把握・リスク対策の検証を行う。
- ② 代表取締役社長の直轄の内部監査部門が監査計画に基づきリスク対策の有効性の評価を行う。
- ③ リスクが発生し、重大な損害が予想される場合には、「コンプライアンス委員会」が対応するとともに、代表取締役、監査役、取締役会及び経営企画会議に報告しなければならない。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会による経営意思決定・監督機能と、執行役員による事業の業務執行機能とを原則として分離し、全社的な事業運営レベルにおける分権経営を強化するために執行役員を設置し、「執行役員規定」に基づき取締役会の定めた業務執行を行う。
- ② 取締役会の意思決定の効率化を図るため、取締役の人員の適正化を図るとともに、コーポレート機能として設置した経営企画会議では、重要な人事・報酬及び取締役会に付議・報告すべき重要な事項、業務執行状況の管理、経営の執行に係る企画・政策事項について、事前に協議する。
- ③ 代表取締役、執行役員及び部門長全員の参加による経営会議において経営方針に基づく業務執行についての協議、執行状況の報告を行う。
- ④ 取締役会の監督機能を果たすため、取締役会の決定事項に係る業務の執行状況は、取締役会及び経営会議で報告し、又は決裁書で回議する。
- ⑤ その他の重要な業務の執行について、社内規定により、意思決定を行う機関及び手続の整備を行う。
- ⑥ 中期経営計画を定め各年度の経営方針を決定し、これに基づいて職務を執行し、業績管理実施要領に基づき経営計画の進捗について定期的の実績の評価及び分析を行う。

(5) **監査役の職務を補助すべき使用人及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項**

現在、監査役から当社の規模等を考慮し、監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求められてないため、当該使用人は置いていない。ただし、内部監査部門は、監査役と連携し監査効率の向上を図るよう努める。

(6) **取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- ① 取締役会その他の重要な会議に監査役が出席し、取締役の意思決定の過程及び執行状況について効率的な監査が行えるようにする。
- ② 「コンプライアンス委員会」に監査役が出席し、取締役の職務執行の監査を行うとともに、リスクが発生し、重大な損害が予想される場合の対応の監査が効率的に行えるようにする。
- ③ 各種会議議事録、稟議書等の文書は監査役の要求があった場合、速やかに提出するものとし、社内規定による報告体制の整備を行う。

(7) **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 代表取締役と監査役の定例会議を開催し、会社が抱える問題、リスクについての説明の機会を設けるほか、監査環境等についても意見交換を行う。
- ② 「内部監査規定」、年間の監査計画等により、内部監査部門、監査役及び会計監査人との連携について明示し、相互の協力及び情報交換に努める。

7. **会社の支配に関する基本方針**

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,659,456	流動負債	2,647,552
現金及び預金	2,388,076	買掛金	318,249
売掛金	2,643,606	未払金	79,639
有価証券	4,299,753	未払酒税	198,008
商品及び製品	320,888	未払費用	961,997
仕掛品	178,713	未払法人税等	510,856
原材料及び貯蔵品	575,905	未払消費税等	267,434
前渡金	78,980	預り金	14,813
繰延税金資産	132,691	賞与引当金	244,261
その他の流動資産	40,841	役員賞与引当金	44,100
固定資産	31,998,740	その他の流動負債	8,191
有形固定資産	6,258,696	固定負債	3,332,415
建物	3,023,509	繰延税金負債	2,264,001
構築物	360,082	役員退職慰労引当金	48,350
機械及び装置	928,943	長期預り金	1,020,063
車両運搬具	11,139	負債合計	5,979,967
工具、器具及び備品	143,233	(純資産の部)	
土地	1,756,018	株主資本	31,686,085
建設仮勘定	35,770	資本金	1,650,000
無形固定資産	23,379	資本剰余金	676,680
投資その他の資産	25,716,664	資本準備金	404,986
投資有価証券	18,030,853	その他資本剰余金	271,693
関係会社株式	2,566,674	利益剰余金	34,375,845
長期前払費用	25,861	利益準備金	412,500
前払年金費用	569,895	その他利益剰余金	33,963,345
長期預金	4,500,000	固定資産圧縮積立金	10,553
その他の投資	28,380	別途積立金	31,781,000
貸倒引当金	△5,000	繰越利益剰余金	2,171,791
		自己株式	△5,016,440
		評価・換算差額等	4,992,144
		その他有価証券評価差額金	4,994,503
		繰延ヘッジ損益	△2,359
		純資産合計	36,678,229
資産合計	42,658,197	負債及び純資産合計	42,658,197

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		13,149,057
売 上 原 価		4,257,212
売 上 総 利 益		8,891,845
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,594,246
営 業 利 益		2,297,598
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	253,047	
受 取 家 賃	13,907	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	45,807	312,762
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	13,397	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	1,154	14,551
経 常 利 益		2,595,809
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	260,428	260,428
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	36,661	36,661
税 引 前 当 期 純 利 益		2,819,576
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	910,000	
法 人 税 等 調 整 額	52,312	962,312
当 期 純 利 益		1,857,263

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			利益剰余金合計
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,650,000	404,986	271,693	676,680	412,500	11,361	30,631,000	1,700,549	32,755,411
会計方針の変更による累積的影響額								256,434	256,434
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,650,000	404,986	271,693	676,680	412,500	11,361	30,631,000	1,956,983	33,011,845
当期変動額									
固定資産圧縮積立金の積立						539		△539	—
固定資産圧縮積立金の取崩						△1,346		1,346	—
別途積立金の積立							1,150,000	△1,150,000	—
剰余金の配当								△493,263	△493,263
当期純利益								1,857,263	1,857,263
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△807	1,150,000	214,807	1,364,000
当期末残高	1,650,000	404,986	271,693	676,680	412,500	10,553	31,781,000	2,171,791	34,375,845

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△5,014,677	30,067,413	2,363,835	—	2,363,835	32,431,249
会計方針の変更による累積的影響額		256,434				256,434
会計方針の変更を反映した当期首残高	△5,014,677	30,323,847	2,363,835	—	2,363,835	32,687,683
当期変動額						
固定資産圧縮積立金の積立		—				—
固定資産圧縮積立金の取崩		—				—
別途積立金の積立		—				—
剰余金の配当		△493,263				△493,263
当期純利益		1,857,263				1,857,263
自己株式の取得	△1,762	△1,762				△1,762
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			2,630,668	△2,359	2,628,308	2,628,308
当期変動額合計	△1,762	1,362,237	2,630,668	△2,359	2,628,308	3,990,546
当期末残高	△5,016,440	31,686,085	4,994,503	△2,359	4,992,144	36,678,229

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
- (2) その他有価証券
時価のあるもの……………決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直
入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの……………移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産
商品、製品、半製品、仕掛品、原材料、貯蔵品
……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく
簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産……………定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び太陽光発電設備につ
いては、定額法を採用しております。
また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了し
た翌年から5年間で均等償却する方法によっております。
- (2) 無形固定資産……………定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定
額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債
権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上してござ
います。
- (2) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上してござ
います。
- (3) 役員賞与引当金
役員賞与の支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上してござ
います。
- (4) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額
に基づき計上してござ
います。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法
については、給付算定式基準によってござ
います。
 - ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による
定額法により費用処理してござ
います。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の
年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理して
ござ
います。
- (5) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上してござ
います。
なお、平成16年6月に役員退職慰労金制度を廃止しており、役員退職慰労引当金残高は従前
の制度による在任役員に対する支給予定額であり、平成16年4月以降の要支給額の新たな発
生はありません。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約については、振当処理によっております。

(追加情報)

当事業年度より為替相場の変動リスクを回避することを目的とした先物為替予約取引を行っており、ヘッジ会計を適用しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更しました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が395,121千円、利益剰余金が256,434千円それぞれ増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、当事業年度の1株当たり純資産額は9円36銭増加し、1株当たり当期純利益への影響は軽微であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	16,487,084千円
2. 保証債務	
従業員の財産形成持家融資制度による 借入金に対する保証額	6,460千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引以外の取引高	31,581千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

普通株式 33,000,000株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
普通株式	5,596,481	1,862	—	5,598,343

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加1,862株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成26年6月27日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

- ① 配当金の総額 493,263千円
- ② 1株当たり配当額 18円
- ③ 基準日 平成26年3月31日
- ④ 効力発生日 平成26年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの
平成27年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

- ① 配当金の総額 548,033千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 20円
- ④ 基準日 平成27年3月31日
- ⑤ 効力発生日 平成27年6月29日

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	78,896千円
未払事業税等	38,781千円
減価償却費	7,817千円
減損損失	185,287千円
役員退職慰労引当金	15,230千円
投資有価証券評価損	3,957千円
その他	38,114千円
繰延税金資産小計	368,086千円
評価性引当額	△115,608千円
繰延税金資産合計	252,477千円

繰延税金負債

前払年金費用	△179,517千円
固定資産圧縮積立金	△4,877千円
その他有価証券評価差額金	△2,199,393千円
繰延税金負債合計	△2,383,787千円
繰延税金負債の純額	△2,131,310千円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.1%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは32.3%、平成28年4月1日以降のものについては31.5%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が247,353千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が3,908千円、その他有価証券評価差額金が251,359千円それぞれ増加しております。

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、資産の保全を第一とし比較的安全性の高い預金、債券等に限定し、また、資金調達については銀行借入れによる方針です。なお、デリバティブ取引については、輸入取引に係る為替相場の変動リスクの回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針です。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関して、当社は、与信管理規定を定め、取引先の経営状況に応じた与信枠の設定、取引保証金の受入などを行う体制としております。

有価証券及び投資有価証券並びに関係会社株式は、満期保有目的の債券及び主として業務上関連性のある企業の株式であります。

長期預金は、定期預金であり、預入期間は5年を超えないものとしております。

満期保有目的の債券及び長期預金は、信用リスクに晒されておりますが、当社では、資金運用管理規定を定め、債券については信用力の高いもののみを対象とし、譲渡性預金及び長期預金については、信用力の高い金融機関とのみ取引をしております。また、償還期限、預入期間が長期に及ぶものについては、長期的な資金需要と金利の動向を勘案して、慎重にその選定を行っております。なお、資金運用管理規定に定めのない金融商品の取り扱いにつきましては、取締役会の決議事項としております。

株式については、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に把握された時価の取締役会への報告や、保有先企業との状況を勘案した継続的な見直しを行っております。

営業債務である買掛金は1年以内の支払期日であります。

長期預り金は、主に営業債権の保全を目的に取引先から受け入れた取引保証金であります。

営業債務や長期預り金は、流動性リスクに晒されていますが、当社では各部署からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新するなどの方法により管理しております。

デリバティブ取引は、輸入取引に係る為替の変動リスクの回避を目的とした先物為替予定取引であります。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内管理規定に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、信用力の高い金融機関とのみ取引を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

((注2)を参照ください。)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額(*1)	時 価(*1)	差 額
(1)現金及び預金	2,388,076	2,388,076	—
(2)売掛金	2,643,606	2,643,606	—
(3)有価証券及び投資有価証券並びに関係会社株式			
①満期保有目的の債券	9,602,621	9,619,230	16,608
②その他有価証券	14,379,002	14,379,002	—
(4)長期預金	4,500,000	4,503,243	3,243
(5)買掛金	(318,249)	(318,249)	—
(6)長期預り金	(1,020,063)	(1,020,063)	—
(7)デリバティブ取引(*2)	(3,485)	(3,485)	—

(*1)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)現金及び預金並びに(2)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)有価証券及び投資有価証券並びに関係会社株式

これらの時価について、債券及び株式は、主として取引所の価格により、また、譲渡性預金は、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値により算定しております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)長期預金

長期預金の時価は、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値により算定しております。

(5)買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6)長期預り金

長期預り金は、返済期限がないことから、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

(7)デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(注2) 非上場株式(貸借対照表計上額915,656千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券並びに関係会社株式」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、自社ビルの一部賃貸や賃貸倉庫等を、また、遊休不動産として、埼玉県鶴ヶ島市の工場跡地等をそれぞれ所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時 価
672,438	4,213,885

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当事業年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,338円54銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 67円78銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成27年 5月11日

養命酒製造株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小野 隆 良	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	江口 泰 志	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、養命酒製造株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第97期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月21日

養命酒製造株式会社 監査役会

常勤監査役	社外監査役	中 川 博 之 ㊞
常勤監査役		宮 下 久 宜 ㊞
社外監査役		笠 原 孟 ㊞
社外監査役		斉 藤 隆 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、企業価値を向上させ、株主各位への安定的な配当を継続することを重要課題としており、配当で利益還元を図った後に、内部留保を行い、企業体質の強化を図っていきたいと考えております。当期の剰余金の処分につきましては、当期の業績等を考慮し、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円 総額548,033,140円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月29日

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 1,600,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,600,000,000円

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しております。

当社は、上場会社としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位（単元株式数）を現在の1,000株から100株に変更することとし、併せて、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を勘案し、株式併合を実施するものであります。

2. 併合の割合

当社普通株式について、2株を1株の割合で併合いたします。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

3. 株式併合の効力発生日

平成27年10月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

6千6百万株といたします。

なお、会社法第182条第2項に基づき、株式併合の効力発生日である平成27年10月1日に、定款第5条に規定する発行可能株式総数が現行の1億3千2百万株から6千6百万株に変更されたものとみなされます。

5. その他

本議案に係る株式併合は、第3号議案「定款一部変更の件」が承認されることを条件といたします。

なお、その他手続き上必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 第2号議案「株式併合の件」が承認されることを条件として、第7条に規定の単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。
- (2) 今後の事業展開の促進及び経営体制の一層の強化を図るため、第19条の取締役の員数を現在の10名以内から11名以内に増員するものであります。
- (3) 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結できる会社役員が変更されましたので、新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、第28条及び第36条の規定を変更するものであります。
なお、第28条の変更に関しましては、監査役全員の同意を得ております。
- (4) 上記(1)の変更の効力は、株式併合の効力発生日である平成27年10月1日をもってその効力が発生する旨の附則を設けるものであります。なお、本附則は株式併合の効力発生日の経過をもってこれを削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元株式数) 第7条 当社の1単元の株式数は <u>1,000株</u>とする。</p> <p>(員数) 第19条 当社の取締役は<u>10名</u>以内とする。</p> <p>(社外取締役との責任限定契約) 第28条 当社は社外取締役との間で、 会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>(社外監査役との責任限定契約) 第36条 当社は社外監査役との間で、 会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。 (新設)</p>	<p>(単元株式数) 第7条 当社の1単元の株式数は <u>100株</u>とする。</p> <p>(員数) 第19条 当社の取締役は<u>11名</u>以内とする。</p> <p>(取締役との責任限定契約) 第28条 当社は取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>(監査役との責任限定契約) 第36条 当社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>附 則 第7条の変更は、平成27年10月1日をもってその効力が発生するものとし、同日の経過をもって、本附則を削除する。</p>

第4号議案 取締役1名選任の件

今後の事業展開の促進及び経営体制の一層の強化を図るため取締役を1名増員することとし、第3号議案「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、その選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
さいとう たかし 齊藤 隆 (昭和29年9月21日生)	昭和53年4月 株式会社住友銀行入行 平成18年4月 株式会社三井住友銀行執行役員 平成21年5月 大正製薬株式会社上席理事 平成23年4月 同社執行役員 現在に至る 平成24年6月 富山化学工業株式会社取締役 平成25年4月 大正製薬ホールディングス株式会社 執行役員 現在に至る 平成25年6月 当社監査役 現在に至る	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 齊藤 隆氏は、大正製薬ホールディングス株式会社及び大正製薬株式会社の執行役員であります。平成27年6月26日をもってそれぞれ退任する予定です。
 3. 齊藤 隆氏は、現在当社の監査役であります。本総会終結の時をもって監査役を辞任により退任する予定です。

第5号議案 監査役4名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役齊藤 隆氏が辞任し、監査役中川博之、宮下久宜及び笠原 孟の3氏は任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案の提出については、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	みやした ひさよし 宮下久宜 (昭和24年6月25日生)	昭和47年4月 当社入社 平成20年6月 当社執行役員営業推進部長 平成21年10月 当社執行役員営業部副部長・東京支店長 平成22年4月 当社執行役員営業推進部長・東京支店長 平成23年4月 当社執行役員営業推進部長 平成23年5月 当社執行役員総務部長 平成24年6月 当社取締役執行役員監査室長 平成26年6月 当社監査役 現在に至る	6,000株
2	かさはら はじめ 笠原 孟 (昭和22年6月12日生)	昭和47年4月 株式会社八十二銀行入行 平成12年6月 同行総務部部長 平成14年6月 財団法人八十二文化財団事務局長(出向) 平成15年6月 当社監査役 現在に至る 平成16年6月 財団法人八十二文化財団理事 平成18年6月 同財団法人常務理事	12,000株
※ 3	いがわ あきら 井川 明 (昭和34年10月16日生)	昭和58年4月 三菱信託銀行株式会社入社 平成21年6月 三菱UFJ信託銀行株式会社池袋支店長 平成23年5月 同社横浜駅西口支店長 平成25年6月 同社本店営業部長 平成27年4月 エム・ユー・トラスト・アップルブランニング株式会社顧問 現在に至る	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
※4	鈴木茂夫 (昭和24年10月11日生)	昭和47年4月 アーサーアンダーセン東京事務所入所 昭和49年9月 昭和監査法人(現 新日本有限責任監査法人)入所 平成9年5月 太田昭和監査法人(現 新日本有限責任監査法人)代表社員 平成21年6月 新日本有限責任監査法人退所 平成22年6月 公益財団法人りそな中小企業振興財団監事 現在に至る 平成22年6月 ナラサキ産業株式会社社外監査役 現在に至る 平成24年1月 日本公認会計士協会規律調査会委員 現在に至る 重要な兼職の状況 ナラサキ産業株式会社社外監査役	2,000株

- (注)
- 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 笠原 孟、井川 明及び鈴木茂夫の3氏は、社外監査役候補者であります。
 - 笠原 孟氏につきましては、同氏が株式会社八十二銀行における経歴を通じて培われた経験・見識を当社のコーポレート・ガバナンスの充実に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
 - 井川 明氏につきましては、同氏が長年にわたり金融機関で培われた経験・見識を当社の経営全般にわたる監査体制の強化に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
 - 鈴木茂夫氏につきましては、同氏が公認会計士として培われた専門的な知見と豊富な経験を当社の監査体制の強化に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏は過去に会社の経営に関与しておりませんが、上記理由から、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。
 - 笠原 孟氏は、社外監査役に就任してから本定時株主総会終結の時をもって12年になります。
 - 井川 明氏は、エム・ユー・トラスト・アップルブランニング株式会社社顧問ですが、平成27年6月25日をもって退職する予定です。
 - 当社は、笠原 孟氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。同氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。井川 明及び鈴木茂夫の両氏が選任された場合、両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。また、宮下久宜氏が選任された場合、第3号議案「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
 - 笠原 孟、井川 明及び鈴木茂夫の3氏につきましては、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
 - 鈴木茂夫氏が社外監査役を務めるナラサキ産業株式会社は、北海道に所在する農業協同組合等が発注する貯蔵等施設に係る低温空調設備の建設工事に関して、独占禁止法に違反する行為があったとして平成27年1月に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。同氏は、発生まで当該事実を認識しておりませんが、従前より経営全般に対する公正な監査に努めており、本件に関しては更なるコンプライアンス体制の強化及び再発防止について提言を行うなど、その職責を果たしております。
 - ※印は、新任の監査役候補者であります。

第6号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の社外取締役を除く取締役9名に対し、当期の業績等を勘案して、取締役賞与総額4,410万円を支給することといたしたいと存じます。

第7号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は平成24年6月28日開催の第94回定時株主総会において月額180万円以内（使用人兼務取締役の使用人部分は含まない）、監査役の報酬額は平成16年6月29日開催の第86回定時株主総会において月額600万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、役員の増員や今後の役員報酬制度の機動的な運用を可能とすることなどを勘案し、取締役の報酬額を年額3100万円以内（うち社外取締役分は180万円以内）、監査役の報酬額を年額720万円以内と改定させていただきたいと存じます。なお、取締役の報酬額には従来通り使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在取締役の員数は10名（うち社外取締役1名）ですが、第4号議案が原案通り承認されますと、11名（うち社外取締役1名）となります。

また、現在監査役の員数は4名ですが、第5号議案が原案通り承認されますと、引き続き4名となります。

第8号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」及び「賞与」により構成されてきましたが、今般、取締役（社外取締役を除く。以下、本議案において同じ。）及び当社と委任契約を締結している執行役員（以下「取締役等」という。）に対する役員報酬制度の見直しの一環として、業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入をお願いするものであります。

本制度の導入は、会社業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い取締役等向け報酬制度として、これまで以上に当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的としております。

具体的には、第7号議案「取締役及び監査役の報酬額改定の件」においてご承認をお願いしております取締役の報酬限度額（年額3100万円以内（うち社外取締役分は180万円以内）。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とは別枠で、新たな業績連動型株式報酬を当社の取締役等に対して支給する旨のご承認をお願いするものであります。

なお、現在の取締役等の員数は取締役9名ですが、第4号議案「取締役1名選任の件」が原案通り可決されますと取締役10名となります。本制度の対象外となる社外取締役は、1名となります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

当社が拠出する取締役等報酬額（下記(2)のとおり。）を原資として当社株式が信託を通じて取得され、各事業年度における役位及び業績目標の達成度等に応じて当社の取締役等に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）が役員報酬として交付及び給付（以下「交付等」という。）される株式報酬制度です。取締役等は、信託期間中、毎年当社株式等の交付等を受けることとなります。

(2) 本制度における報酬額の上限

当社は、連続する3事業年度（当初は平成28年3月31日で終了する事業年度から平成30年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度とし、下記の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各3事業年度とする。以下「対象期間」という。）を対象として本制度を導入します。

当社は、対象期間ごとに合計130百万円を上限とする金員を、取締役等への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託期間3年間の信託を設定します（以下「本信託」という。）。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を当社（自己株式処分）又は株式市場から取得します。

なお、信託期間の満了時において、取締役会の決議により、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本信託を継続することがあり得ます。その場合、さらに3年間本信託の信託期間を延長し、当社は、延長された信託期間ごとに、合計130百万円の範囲内で、追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式等で交付等が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、130百万円の範囲内とします。

(3) 取締役等が取得する当社株式等の数の算定方法と上限

取締役等には、取締役会の定める株式交付規程に基づき、信託期間中の毎年一定の時期に、同年3月31日で終了した事業年度における役位及び業績目標の達成度等に応じてポイントが付与されます。

ポイントの付与は、信託期間内において毎年行われます。なお、在任期間中に死亡した取締役等については、死亡時までの期間に応じた調整を行います。

取締役等が本信託から付与される1年当たりのポイントの総数は、41,000ポイントを上限といたします。なお、1ポイントは当社株式1株とします。

ただし、当社株式について、信託期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイント当たりの当社株式数の調整が行われます。

なお、第2号議案「株式併合の件」が原案通り承認されますと、平成27年10月1日を効力発生日として行う株式併合により、1ポイントは当社株式0.5株となる予定です。

取締役等には、ポイント数付与後に、下記(4)に従って、付与されたポイント数に応じた当社株式等が交付等されます。

(4) 取締役等に対する交付等

受益者要件を充足した取締役等は、信託期間中の毎年一定の時期に、所定の受益者確定手続を行うことにより、付与されたポイント数に応じた当社株式の50%（単元未満株式は切捨）について交付を受け、また、残りについては本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けます（信託期間中に取締役等が死亡した場合には、当該取締役等の相続人が、当該取締役等に付与されたポイント数に対応する当社株式の全てを本信託内で換価した上で、当該金銭の給付を受けることになる。）。

(ご参考)

なお、本制度の詳細については、当社平成27年5月22日付「業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

当社平成27年5月22日付適時開示

「業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」(抜粋)

1. 本制度の導入

(1) 当社は、取締役(社外取締役を除く。以下同じ。)及び当社と委任契約を締結している執行役員(以下「取締役等」という。)を対象に、これまで以上に当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、会社業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い役員報酬制度として、業績連動型の株式報酬制度を導入いたします(※1)。

(2) 本制度の導入は、本株主総会において承認を得ることを条件とします。

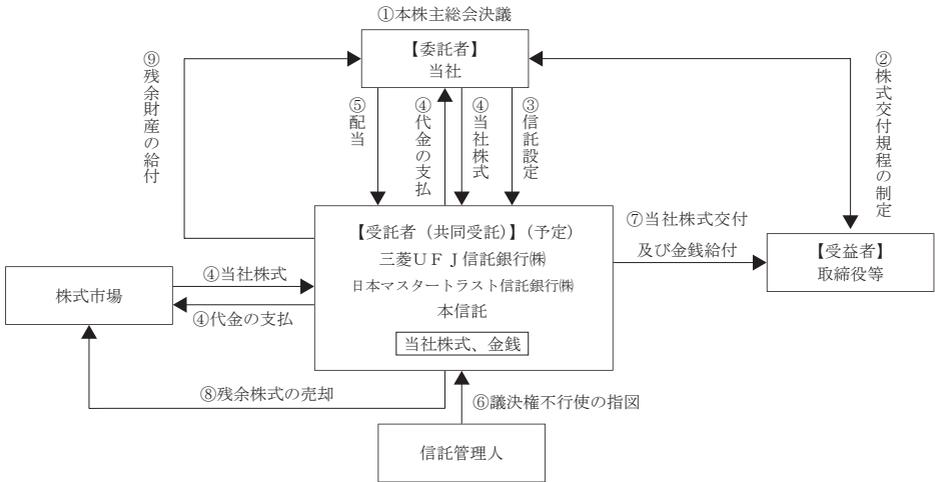
(3) 本制度を導入するにあたり、役員報酬B I P (Board Incentive Plan)信託(以下「B I P信託」という。)と称される仕組みを採用します。B I P信託とは、米国のパフォーマンス・シェア(Performance Share)制度及び譲渡制限付株式報酬(Restricted Stock)制度を参考にした役員インセンティブ・プランであり、業績目標の達成度等に応じて取締役等に当社株式が交付される株式報酬型の役員報酬です(※2)。

本制度は、毎年の業績目標の達成度等に応じた当社株式が取締役等に交付される中長期インセンティブ・プランであり、当社の取締役等が中長期的な視点で株主の皆様との利益意識を共有し、中長期的な視野での業績や株価を意識した経営を動機づける内容となっています。

(※1) 本制度の導入により、当社取締役の報酬は、「基本報酬」、「賞与」及び「株式報酬」により構成されることとなります。なお、業務執行から独立した立場である社外取締役及び監査役の報酬については、「基本報酬」のみによって構成されます。

(※2) 当社の場合、業績目標は、各事業年度の目標売上高及び営業利益等の各目標値を採用する予定です。

2. 本制度の概要



- ①当社は本制度の導入に関して本株主総会において役員報酬の承認決議を得ます。
- ②当社は本制度の導入に関して取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
- ③当社は①の株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託(本信託)を設定します。
- ④本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を当社(自己株式処分)又は株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤本信託内の当社株式に対する剰余金の配当は、他の株式と同様に行われます。
- ⑥本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦信託期間中、受益者要件を満たす取締役等に対して、当社の株式交付規程に従い、当該取締役等に付与されたポイント数の一定割合に相当する株数の当社株式が交付され、残りのポイント数に相当する株数の当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます。
- ⑧信託終了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本制度と同種のインセンティブ・プランとして本信託を継続利用するか、当該残余株式を市場にて売却し、その換価代金を当社及び当社取締役等と利害関係のない団体へ寄付する予定です。
- ⑨本信託の清算時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び当社取締役等と利害関係のない団体への寄付を行う予定です。

(1) 本信託の概要

本信託は、平成28年3月31日で終了する事業年度から平成30年3月31日で終了する事業年度までの3年間(以下「対象期間」という。)(※3)を対象とする株式報酬制度であり、各事業年度の業績目標の達成度等に応じて当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭(以下「当社株式等」という。)を役員報酬として交付及び給付(以下「交付等」という。)する制度です。

(※3) 下記(4)第2段落の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各3事業年度をそれぞれ対象期間とします。

(2) 制度導入手続

本株主総会において、本信託に拠出する金額の上限及び取締役等が付与を受けられることができるポイント数(下記(5)に定める。)の1年当たりの総数の上限その他必要な事項を決議します。

(3) 本制度の対象者

当社の取締役等(信託期間中に新たに取締役等となった者を含む。)は、信託期間中の毎年一定時期に、受益者要件を充足していることを条件に、所定の受益者確定手続を経て、ポイント数に応じた数の当社株式等について、本信託から交付等を受けることができます。

受益者要件は以下のとおりとなります。

- ① 毎年定時株主総会の開催日に当社の取締役等として在任していること(当該定時株主総会において退任する者及び当該定時株主総会以前に死亡により退任した者(※4)を含む。)
- ② 国内居住者であること
- ③ その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件を満たしていること

(※4) 信託期間中に取締役等が死亡した場合は、当該取締役等に付与されたポイント数に対応する当社株式の全てを本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭について、当該取締役等の相続人が本信託から給付を受けるものとします。

(4) 信託期間

平成27年9月1日(予定)から平成30年8月末日(予定)までの3年間とします。

ただし、信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度として本信託を継続することがあり得ます。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、当社は、延長された信託期間ごとに、本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で、追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイント数の付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式(取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付が未了であるものを除く。)及び金銭(以下「残存株式等」という。)があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認を得た信託金の上限額の範囲内とします。

(5) 取締役等に交付等される当社株式等

取締役等に対して交付等される株式数は、以下に定めるポイント数に従って定まります。取締役等には、信託期間中の毎年一定の時期に、各事業年度における役位及び業績目標の達成度(※5)等に応じて、ポイント数が付与されます。在任期間中に死亡した取締役等については、死亡時までの期間に応じた調整を行うものとします。なお、1ポイントは当社株式1株(※6)とします。

ただし、信託期間中に株式分割・株式併合等のポイント数の調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じた調整がなされます。

(※5) 業績目標は、各事業年度の目標売上高及び営業利益等の各目標値を採用する予定です。

(※6) 平成27年5月22日付「株式併合、単元株式数の変更及び配当予想の修正に関するお知らせ」にて公表した、平成27年10月1日を効力発生日として実施する株式併合により、1ポイントは当社株式0.5株となる予定です。

取締役等には、ポイント数の付与後に、下記(8)に従って、付与されたポイント数に応じた当社株式等の交付等が行われます。

(6) 本信託に拠出される信託金の予定額及び本信託より交付等が行われる当社株式等に対応する当社株式の予定株数

当社は、本信託に126百万円(※7)の信託金を拠出することを予定しております。

(※7) 信託期間内の本信託による株式取得資金及び信託報酬・信託費用の合算金額となります。なお、本株主総会においては、本信託に拠出することのできる金額の上限を130百万円として承認決議を行うことを予定しており、かかる決議がなされた場合、当社が本信託に拠出できる信託金の金額はかかる上限に服することになります。上記の信託金の上限は、将来、当社の取締役等が増加する可能性等を考慮して決定した金額です。

上記の予定額は、現在の取締役等の基本報酬及び賞与の水準を考慮し、信託報酬・信託費用を加算して算出しています。

また、本株主総会においては、取締役等に付与される1年当たりのポイント数の総数の上限を41,000ポイントとして承認決議を行うことを予定しており、かかる決議がなされた場合、取締役等が本信託から交付等を受けることができる当社株式等は、かかるポイント数に相当する株数の上限に服することになります。また、本信託により取得する当社株式の株数(以下「取得株式数」という。)は、かかる1年当たりのポイント数の総数に信託期間の年数3を乗じた数に相当する株数(123,000株)を上限とします。

(7) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、上記(6)の信託金及び取得株式数の上限の範囲内で、当社からの自己株式処分による取得又は株式市場からの取得を予定しています。

なお、信託期間中、取締役等の増員等により、本信託内の株式数が信託期間中に取締役等に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、上記(6)の本株主総会の承認を受けた信託金及び取得株式数の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

(8) 当社の取締役等に対する当社株式等の交付等の方法及び時期

受益者要件を充足した取締役等は、信託期間中の毎年一定の時期に、所定の受益者確定手続を行うことにより、付与されたポイント数に応じた当社株式の50%(単元未満株式数は切捨て)について交付を受け、また、残りについては本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けることができます。

(9) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式(すなわち、上記(5)により当社の取締役等に交付等が行われる前の当社株式)については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) 本信託内の当社株式の剰余金配当の取扱い

本信託内の当社株式についての剰余金配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充てられた後、最終的に信託が終了する段階で剰余が生じた場合には、当社及び当社取締役等と利害関係のない団体へ寄付することを予定しています。

(11) 信託期間終了時の取扱い

対象期間における業績目標の未達等により、信託期間終了時に剰余株式が生じた場合は、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本制度と同種のインセンティブ・プランとして本信託を継続利用するか、当該剰余株式を市場にて売却し、その換価代金を当社及び当社取締役等と利害関係のない団体へ寄付することを予定しています。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- | | |
|----------|--|
| ①信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ②信託の目的 | 当社の取締役等に対するインセンティブの付与 |
| ③委託者 | 当社 |
| ④受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |
| ⑤受益者 | 取締役等のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者(公認会計士) |
| ⑦信託契約日 | 平成27年9月1日(予定) |
| ⑧信託の期間 | 平成27年9月1日(予定)～平成30年8月末日(予定) |
| ⑨制度開始日 | 平成27年9月1日(予定) |
| ⑩議決権行使 | 行使しないものとします。 |
| ⑪取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫信託金の上限額 | 130百万円(予定)(信託報酬・信託費用を含む。) |
| ⑬帰属権利者 | 当社 |
| ⑭残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

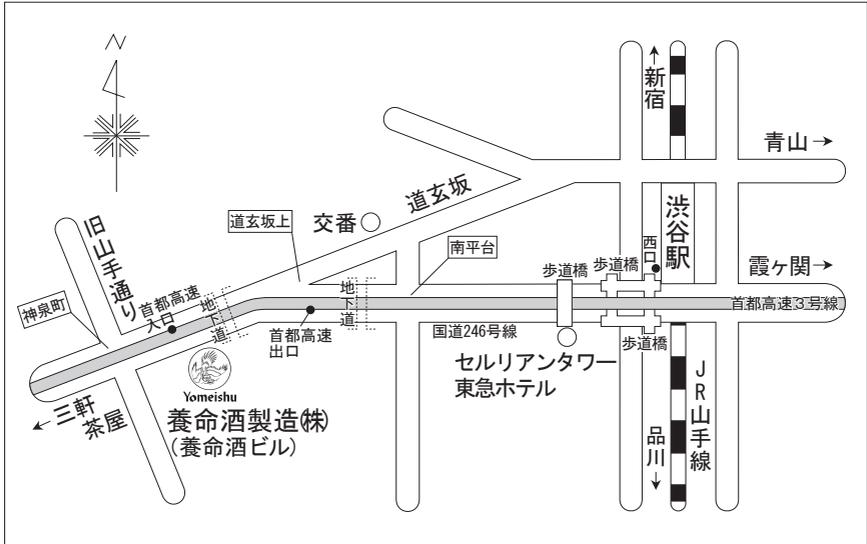
【信託・株式関連事務の内容】

- | | |
|---------|---|
| ①信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社がBIP信託の受託者となり、信託関連事務を行う予定です。 |
| ②株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき、受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。 |

以上

株主総会会場ご案内図

東京都渋谷区南平台町16番25号
当社本店 2階
電話 03(3462)8111 (代表)



■ JR渋谷駅西口（南改札）から国道246号線三軒茶屋方面へ徒歩約12分